

I R 関連について

対象受検機関：I R 推進局 企画課、推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 I R 推進局の役割・担当業務 I R 推進局は、平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、I R（統合型リゾート）の誘致に関する事項を大阪府・大阪市一体で行うことを目的として、平成29年4月に府市共同の内部組織として設置された。 その主な業務内容は、I Rの誘致の企画及び立案並びに総合調整と、I Rの誘致の推進に関することである。 具体的には、I R推進会議の運営、大阪I R基本構想の策定、I R誘致に向けた理解促進、施設設計に関する調整、事業者公募に向けた準備などのほか、I R立地に伴う懸念事項対策としてギャンブル等依存症対策（以下「依存症対策」という。）などに取り組んでいる。</p> <p>2 依存症対策の推進 I R推進局は、I R誘致を契機にギャンブル等依存症の抑制を図るため、予防教育・啓発活動を拡充するとともに、依存症対策のトップランナーをめざし、全国をリードする対策の構築や実態把握に向けた検討を進めている。</p> <p>(1) 平成30年度の高校生向け依存症予防啓発推進事業 高校3年生等にギャンブル等依存症予防のためのリーフレットを配布 （平成30年度の配布部数：高等学校用 約90,000部、支援学校用 約1,700部） 上記の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、大阪府監査委員は、地方自治法第242条第1項の規定により平成30年12月28日及び平成31年1月15日に提出されたI Rリーフレットに係る住民監査請求について、平成31年2月26日付けで請求人あて請求を棄却する旨を通知し、この住民監査請求の結果において、次のように意見を示した。</p> <p><b>【住民監査請求に係る監査結果（意見）】</b></p> <p>(1) 本件においては、I R推進局が、ギャンブル等依存症対策として、本件リーフレットを作成し学校現場において高校3年生に配布している。 I R推進局は、大阪府組織条例において「特定複合観光施設の誘致に関する事項」を所管することとされ、I R事業を推進することを役割とする部署であることから、I R推進局が本件リーフレットを作成する場合には、本件リーフレットの表現内容に対する他部署による牽制ないし内部統制が有効に機能せず、ギャンブル等依存症がギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患であるにもかかわらず、簡単に治癒が可能なものとして、そのマイナス面を意図的に抑えて周知しているのではないか、という疑念を抱かせるおそれがある。 (中略) ギャンブル等依存症が精神疾患の一つとされていることからすると、青少年を含む一般に向けた対策に当たっては健康医療部が、また、学校における教育指導に当たっては教育委員会事務局である教育庁が所管することが望ましいものとする。 (中略)</p> <p>(2) 本件リーフレットの表現内容には、誤解を与えるおそれのある表現や十分な教育的配慮に欠ける表現が散見される。 (中略)</p>	<p>平成30年度の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについては、住民監査請求の結果において示した意見のとおり、当該事業を所管すべき部署のほか、リーフレットの表現内容と、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制の整備に関して、課題が見受けられた。 平成31年4月1日から大阪府処務規程の改正により、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務については、健康医療部保健医療室が所管していることから、同法に基づき行われる、家庭、学校等における依存症対策については、I R推進局が所管するものではない。 しかしながら、令和元年度においても、I R推進局が、健康医療部及び教育庁と協議・調整を行いながら、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成するなど、学校等における依存症対策を推進している。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に基づき行われる、家庭、学校等における依存症対策については、健康医療部が所管するものであることから、I R推進局においては、I R誘致に関連して行われるものに関し、健康医療部の施策を受けて、依存症対策の推進を図られたい。 なお、令和元年度以降の高校生向け依存症予防啓発推進事業等の依存症対策の推進に係る事業については、その分掌に応じて対応されたい。</p>

(3) 平成30年7月に文部科学省より公表された高等学校学習指導要領解説保健体育編において、「精神疾患の予防と回復」の中で、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と記載されている。  
もともと、当該学習指導要領は、2022年4月以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされており、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制が十分に整っているとはいえない。

(以下略)

(2) ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務の分掌

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）では、基本理念とともに、国、地方公共団体等の責務が規定されており、府は同法に基づき依存症対策を実施する責務を有する。

大阪府処務規程により、平成31年4月1日から、健康医療部保健医療室において、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務をつかさどることとされている。

【ギャンブル等依存症対策基本法】

(目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

【地方自治法】

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

【大阪府組織条例】

2 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務（前項に規定する事務を除く。）を分掌させるため、次の部及び局を置く。

五 IR推進局

(一) 特定複合観光施設の誘致に関する事項

七 健康医療部

(一) 保健衛生に関する事項

【大阪府処務規程】

(分課)

第1条 大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）第2項に規定する部又は局に属する局、室及び課並びに当該部に属する局又は室に属する課を次のとおり置く。

(略)	(略)	(略)
IR推進局		企画課 推進課
(略)	(略)	(略)
健康医療部	(略)	(略)
	保健医療室	保健医療企画課、医療対策課、地域保健課
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(IR推進局の事務)

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 局の予算に関すること。
- 三 局の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。
- 四 局の組織及び定数に関すること。
- 五 局の行政運営の管理に関すること。
- 六 局の広報及び広聴に関すること。
- 七 特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 局中他課の主管に属しないこと。

2 推進課においては、特定複合観光施設の誘致の推進に関する事務をつかさどる。

(健康医療部の事務)

第10条

2 保健医療室においては、次の事務をつかさどる。

- 二十二 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること。

(3) 令和元年度の依存症対策の推進（I R推進局の所管）

ア 高校生向け依存症予防啓発推進事業

依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、令和元年度も引き続きI R推進局が主体となりリーフレットを作成・配布する予定であるが、作成に当たっては、健康医療部、教育庁等の関連部局とより一層の緊密な連携を図りながら、しっかりと取り組んでいく。

リーフレットの内容について、関係部局と綿密に協議し、より適切な表現となるよう、専門家の意見も踏まえ、ギャンブル等依存症の予防に役に立つリーフレットを作成していきたい。文部科学省が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」を踏まえ、教育庁とも調整して、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成する予定である。

なお、組織としての意思決定については、関係部局が合意した調整後の最終案を各部局で決裁し、意思決定がなされたことを確認した上で、I R推進局内で決裁を行い、最終決定する。

リーフレットの配布に当たっては、生徒への配布時に趣旨やねらいを説明いただけるよう各高校に依頼するとともに、参考となるメモを作成・送付し、できる限り意図が伝わるよう努めてきたところである。今後も教育現場の実情に配慮しながら、補足説明も含め、適切に対処できるよう教育庁と十分協議を行っていく。

イ 依存症対策の推進に係るその他の事業について

- ・ 府内高校連携モデル事業  
依存症予防に資する府内高校と連携した出前授業を実施
- ・ 教員向け依存症予防啓発事業  
新たに、高校等の教員向けにギャンブル等依存症予防に関する知識啓発のための研修を実施
- ・ ギャンブル等依存症予防に資する教材作成事業  
新たに、高校生向けにギャンブル等依存症の基礎知識が理解できる動画教材を作成し、教育を支援
- ・ 若者・地域支援者向けギャンブル等依存症予防事業  
大学や専門学校の学生支援センター職員や青少年指導員などの地域支援者向けに研修を実施
- ・ ギャンブル等依存症一般府民啓発事業  
府民向け予防セミナーを開催するとともに、新たに、アルコール関連問題啓発週間にあわせ、依存症に対する正しい知識の理解を深めるため、アルコール・薬物依存も交えた啓発イベントを開催
- ・ ギャンブル等依存症対策研究会  
I R推進を契機に依存症対策のトップランナーをめざし、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組（大阪モデル）を構築するため、平成30年5月29日に設置した「ギャンブル等依存症対策研究会」を運営する。
- ・ ギャンブル等依存症深掘り調査  
相談・治療機関に来られる相談者や患者に関する情報を集約、整理し、今後の施策立案に活用するための実状分析

措置の内容

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、I R推進局が実施していた普及啓発・予防教育及び実態把握に係る事業について、健康医療部において令和2年3月に「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」が策定されたことも踏まえ、令和2年度から健康医療部へ移管し、同部が主体的に実施することとした。I R推進局においては、I R誘致に関連して行われるもの（I R事業者に求める依存症対策など）について引き続き実施する。

なお、高校生向け依存症予防啓発推進事業等の依存症対策の推進に係る事業について、令和元年度においては、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットの作成に当たり、健康医療部及び大阪市健康局の監修のもと、健康医療部・教育庁に合議・供覧した上で作成した。なお、令和2年度からは上記のとおり健康医療部に事業を移管したところである。

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年7月30日、事務局：令和元年6月11日から同月25日まで）